

新市建設計画の変更内容

1 計画変更の目的

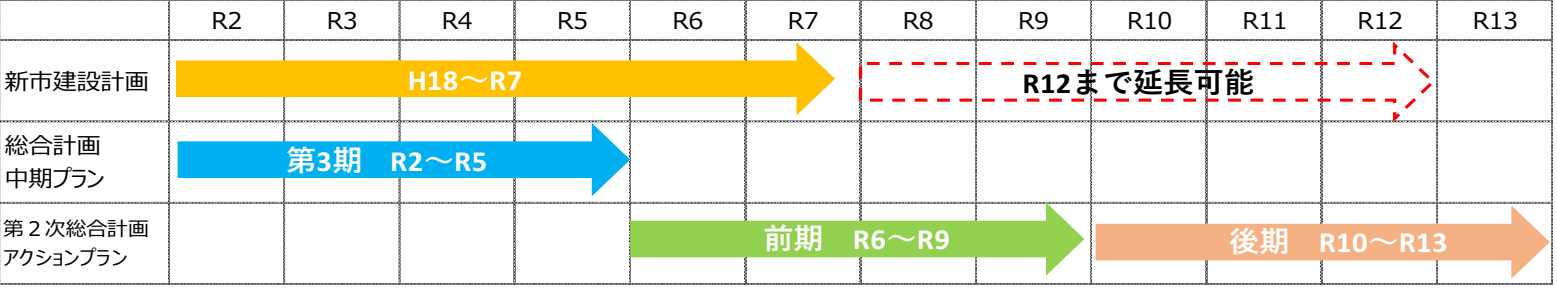
①合併特例債の活用

「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」（以下「特例法」という。）が平成30年度に改正され、東日本大震災の被災市町村については、合併特例債の発行可能期間が更に5年間延長され、最長で令和12年度までとなっている。花巻市の令和7年度末時点の発行可能額見込みは74.6億円であり、財政上非常に有利な合併特例債を令和8年度以降も有効に活用するために、計画期間を令和12年度まで延伸する必要がある。

発行可能額 389億6,820万円	令和7年度末発行総額見込み	315億1,140万円
	令和8年度以降発行可能額見込み	74億5,680万円

②第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン掲載事業の実施口

第2次花巻市まちづくり総合計画に基づき、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とする前期アクションプランを策定した。この前期アクションプランに掲載する事業の実施に当たり、有利な財源として合併特例債を活用していくため、合併特例債を発行する前提となる新市建設計画の計画期間を延伸するもの。



【参考：計画掲載事業の着手率】

区分	掲載事業数	個別事業数
① 美しく快適な暮らしづくり	75	289
② 心かよう安心の社会づくり	28	63
③ 人が輝くまちづくり	31	70
④ 活力のある躍動の産業づくり	56	157
⑤ 計画の推進にあたって	8	22
計	198	601



完了	実施中	未着手
159	83	47
22	35	6
31	26	13
64	57	36
19	3	0
295	204	102

完了・実施中
499
着手率 83.03%

2 計画変更の概要

①変更の基本的な考え方

新市建設計画は、合併時に財政上有利な合併特例債を発行する前提として策定されたものであり、前回の変更（H28.3）は、計画期間の延伸と合併特例債を活用する事業の追加を主な内容として実施している。

今回の変更においても、前回同様に計画期間の延伸と今後において合併特例債の活用が見込まれる事業の追加を主な内容として実施するもの。

なお、計画期間内（延伸後の令和12年度まで）において、新たに合併特例債の活用が見込まれる事業が計画された場合は、さらなる事業の追加等は可能であるもの。

②変更内容

（１）現行計画の期間を令和12年度までに5年間延伸

（２）計画期間の延伸に伴う統計数値等の更新

（３）社会経済状況等の変化や新しい概念を踏まえた文言の修正

（４）進行中の事業または現在、延伸後の計画期間内に想定される合併特例債の活用を見込む事業の変更及び追加

【変更】花巻駅西口関連整備事業（継続調査）⇒ＪＲ花巻駅東西自由通路等整備事業

【追加】かわまちづくり推進事業、（仮称）子育て複合施設整備事業、（仮称）産後ケア施設整備事業、義務教育学校整備事業

（５）予算決算等に伴う財政計画の変更

3 スケジュール

①新市建設計画変更（素案）の議員説明会	令和7年3月6日
②パブリックコメント	令和7年3月11日から4月9日（30日間）
③県知事への事前協議	令和7年4月中旬
④地域自治推進委員会及び地域協議会へ諮問	令和7年4月下旬
⑤県知事への正式協議	令和7年5月上旬
⑥市議会での議決	令和7年6月中旬
⑦総務大臣及び県知事への計画送付	令和7年6月下旬